

# 府中カントリークラブ利用約款

- 【約款の運用】**
- 第1条 府中カントリークラブ（以下「ゴルフ場」という）を利用される方（会員・非会員を問わず）は、府中カントリークラブ諸規則によるほか、本約款に従ってご利用頂きます。
- 【利用契約の成立】**
- 第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は当日フロントにおいて本約款を確認した上、所定の来場者名簿に署名して下さい。それにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。当ゴルフ場において会員もしくはその同伴者が練習場のみ利用する場合は、所定の手続きを受けて下さい。その手続きを経てプレーを開始する時から、施設利用をお引き受けすることになります。
- 【利用の申し込み】**
- 第3条 プレーの申し込みは会員から直接または電話により予約して下さい。申し込み受付予約時間・スタート予約・予約取り消し等の取扱については、別に定める規定に従って頂きます。ゲストを同伴し、又は紹介した会員は、ゲストに関する一切の責任を負って頂きます。
- 【利用の拒絶】**
- 第4条 当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りします。
1. 満員でスタート時間に余裕がないとき。
  2. ゲストについては会員の同伴または紹介がないとき。
  3. 天災地変その他やむを得ない事情により当ゴルフ場をクローズするとき。
  4. 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき、集団的に、または常習的に暴力行為その他不法行為を行うおそれがある方と認められるとき。
  5. 利用者が暴力団構成員及びその関係者と判明したとき。
  6. 利用者が暴力団員を同伴した場合における利用者及びその同伴者。
  7. 入れ墨（ファッションタトゥーを含む）を露出または確認できる服装でのプレー、並びに入れ墨（ファッションタトゥーを含む）をした方の浴場の利用。
  8. 当ゴルフ場においてジャケット着用義務に反したり、着用禁止の服装をして当ゴルフ場の指示に従わないとき。
  9. その他の理由により、当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由のあるとき。
- 【休日・開場時間】**
- 第5条 当ゴルフ場の各施設の休日と開場時間などの営業時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。但し臨時的に変更することがあります。
- 【利用継続の拒絶】**
- 第6条 当ゴルフ場は次の場合には、プレーの途中であっても利用の継続をお断りします。
1. 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき。集団的に、または常習的に暴力行為その他不法行為を行うおそれがある方と認められるとき。
  2. 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
  3. 利用者が暴力団構成員及びその関係者と判明したとき。
  4. 天災地変その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき。
  5. その他本約款に違反したとき。
- 【金銭その他貴重品】**
- 第7条
1. 金銭その他貴重品の取扱いについては、当ゴルフ場備付の貴重品ロッカーを必ずご利用下さい。暗証番号は各自の責任において管理して下さい。
  2. 高額の金銭その他の高価品については、その種類および価額を明示してフロントにお預け下さい。お預け品は預り証と引き換えにお返しいたします。預り証を紛失した場合は、直ちに届け出て下さい。
  3. 第1項及び第2項の方法をとらなかった場合の事故については、当ゴルフ場は責任を負いません。
- 【携帯品・自動車】**
- 第8条 携帯品や駐車場の自動車の盗難、損傷等について、当ゴルフ場は責任を負いません。
- 【ロッカーの鍵】**
- 第9条
1. ロッカーの鍵は、利用者の署名により、フロントでお貸ししますが、ロッカー内の収容品の盗難等について、当ゴルフ場は責任を負いません。
  2. ロッカーの年間利用契約者については、お預かりしている鍵をお申し出により、フロント係からお渡し致します。
- 【プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守】**
- 第10条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何に関わらず、自己の責任でプレーして頂きます。
- 【ティグランドにおける素振り】**
- 第11条 素振りは、ティマーク内の打席または特に指定された場所以外ではなさないで下さい。プレーヤーはみだりにティグランドに立ち入らないで下さい。
- 【飛距離の確認】**
- 第12条 先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイス如何に関わらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球して下さい。
- 【フォアキャディの合図】**
- 第13条 フォアキャディの合図は、先行組が通常第2打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して下さい。
- 【打者の前方に出ないこと】**
- 第14条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対出ないで下さい。
- 【隣接ホールへの打ち込み】**
- 第15条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。
- 【退避および退避所】**
- 第16条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。
- 【ホールアウト後の退去】**
- 第17条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打者に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。
- 【雷鳴があった場合】**
- 第18条 雷鳴があり警報が鳴ったら直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。
- 【火気使用の禁止】**
- 第19条 コース内や、クラブハウス内の火気使用については、所定の場所以外では厳禁と致します。煙草の吸殻、マッチの燃え殻はよく消して灰皿にお入れ下さい。
- 【違背の場合の責任】**
- 第20条 利用者が第10条、第11条、第12条、第13条および第15条に違背し、第三者等に傷害等の事故を発生させた場合、並びに第10条、第11条、第14条、第16条、第17条および第18条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。
- 【プレー終了後のクラブの確認】**
- 第21条 利用者はプレーを終了した場合、クラブを点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後のクラブの不足、瑕疵等について当クラブは責任を負いません。
- 【施設等に損害を与えた場合】**
- 第22条 利用者の故意または過失等により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合、その損害額をお支払い頂きます。
- 【宅配便の取り扱い】**
- 第23条 利用者がクラブその他の物を宅配便で送付される場合、会員を除き予め当ゴルフ場の利用予約をされている場合に限りお預かりいたします。但し、お預かりした物品その他の数量不足及び瑕疵につきましては、当ゴルフ場は責任を負いません。
- 【施設内への持込品】**
- 第24条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りします。
1. 動物類。
  2. 著しく悪臭を放つもの。
  3. 鉄砲刀剣類。
  4. 発火、爆発のおそれがあるもの。
  5. 騒音を発するもの。
- 【行為の禁止】**
- 第25条 施設内で下記の行為をお断りします。
1. 賭博、その他風紀をみだす行為。
  2. 物品販売、宣伝広告等の行為。
  3. 利用者以外のコース内への立入り。（特に許可する場合は除く）
  4. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為。
- 【忘れ物の取扱い】**
- 第26条 当ゴルフ場内での忘れ物は2ヶ月間お預かり致します。ご本人であることを証明して、期間内にお引取り下さい。
- 【携帯電話の取扱い】**
- 第27条 当ゴルフ場内において、他の方の迷惑となりますので携帯電話の使用は指定された場所以外ではお断りします。
- 【信義則】**
- 第28条 その他規則・本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り信義・誠実の原則に従って解決されるものとします。
- 【付則】**
- 第29条 本約款の改定は、理事会の決議による。
- 第30条 改定 平成28年9月18日